

国の庁舎における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化について

平成19年5月30日
地球温暖化対策推進本部
幹事会申合せ

政府自ら率先して温室効果ガス削減に向けた取組を行い、国民のモデルとなるとの観点から、京都議定書の約束期間が終わる2012年度までの今後6年間で、庁舎のグリーン化を集中的に進める。

特に、国民の目に見える分かりやすい取組として、太陽光発電の導入及び建物の緑化を進めることとする。

具体的には、

- ・2012年度までの今後6年間で、
 - ・延床面積1000m²以上の国の庁舎については、
 - ・構造上・立地上の不都合（注1）がない限り、
- 全て、太陽光発電の導入又は建物の緑化を行う。

また、全ての庁舎において取り組める費用対効果の高い対策として、全ての白熱灯（注2）をランプ型蛍光灯に入れ替えるとともに、直管型の蛍光灯について高効率反射板の取付け、Hf型蛍光灯の採用を進める。併せて、別添リストに例示するその他の庁舎のグリーン化を進める。

これらの取組については、政府の実行計画に基づく各府省の実施計画に盛り込み計画的に推進することとし、地球温暖化対策推進本部幹事会においてフォローアップする。

（注1）「構造上・立地上の不都合」については、以下の例を参考にしつつ合理的に判断する。

- 例：
- ・耐震性能を満たしていない又は耐震診断未了
 - ・屋上に通じる階段がない
 - ・屋上に既に構造物が設置されているなど50m²以上の設置スペースがない
 - ・日中の大半が日陰であり太陽光発電の効率が見込めない
 - ・豪雪地帯に立地しており年間の相当期間において屋根面が埋没 等

（注2）非常用照明器具を除く。